

令和 9 年度 保育料 徴収 基準 表

＜0～2歳児(令和6年4月2日生まれ以降)保育所・認定こども園保育料＞

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育料			
階層	定 義		標準時間 (第1子)	標準時間 (第2子)	短時間 (第1子)	短時間 (第2子)
1	生活保護世帯等		0	0	0	0
2	市民税非課税世帯		0	0	0	0
3	市民税所得割課税額	48,600円未満	13,600	6,800	13,400	6,700
4		48,600円以上 57,700円未満	21,000	10,500	20,600	10,300
5		57,700円以上 77,101円未満	21,000	10,500	20,600	10,300
6		77,101円以上 97,000円未満	24,000	12,000	23,600	11,800
7		97,000円以上 133,000円未満	28,900	14,450	28,400	14,200
8		133,000円以上 169,000円未満	31,100	15,550	30,600	15,300
9		169,000円以上 235,000円未満	39,600	19,800	39,100	19,550
10		235,000円以上 301,000円未満	42,700	21,350	42,000	21,000
11		301,000円以上	56,000	28,000	55,000	27,500

別表

階層	保育料	
	標準時間	短時間
2	0	0
3	6,300	6,300
4	6,300	6,300
5	6,300	6,300



- ① 市町村民税所得割額のうち、税額控除（寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除）等は保育料の算定上反映しません。
- ② 4～8月分保育料は前年度（令和8年度）の市町村民税所得割額、9～3月分保育料は当年度（令和9年度）の市町村民税所得割額により階層を決定します。
- ③ 所得割額の合算対象は児童の保護者の他、当該児童を税法上の扶養または社会保険の扶養にしている方、保護者を専従者としている事業主です。

《ひとり親家庭等への軽減》

- ③ 第2～5階層に該当する母子世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他市長が認めた世帯（ひとり親家庭等）については、別表に掲げる保育料とします。
- ④ ③に該当する世帯については、**きょうだいの年齢を問わず2人目以降の保育料は無料です。**

《多子世帯への軽減》

- ⑤ **第5階層以上に該当し、児童と同一の世帯で小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に保育所等を利用している場合は、その範囲内の子どものなかで、上から順に2人目の保育料は半額、3人目以降の保育料は無料です。**
- ⑥ 第3・4階層に該当する世帯については**きょうだいの年齢を問わず2人目以降の保育料は半額、3人目以降の保育料は無料です。**